

## 令和7年度第1回東大和市環境保全審議会 会議録

1. 日 時 : 令和7年12月24日(水) 午後3時00分～午後5時07分
2. 場 所 : 東大和市役所 会議棟 第1・2会議室
3. 出席委員 : (10人)  
欠席委員 : (0人)
4. 事務局 : 市長、市民生活部長、環境対策課長、  
(5人) 環境公害係長、環境公害係主事
5. 内 容 : 1 開会  
(1) 市長挨拶  
(2) 任命書交付  
(3) 委員等自己紹介  
2 議題  
(1) 会議録署名委員の指名  
(2) 東大和の環境(令和6年度版)について(諮問)  
(3) 緑地保護地区の指定について(諮問)  
3 その他  
(仮称)第三次東大和市環境基本計画(骨子案と次年度スケジュール)について  
4 閉会
6. 公開・非公開 : 公開
7. 傍聴者数 : 0人

### <会議内容>

#### 開会

事務局

定刻前ですが進めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、令和7年度第1回東大和市環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。

会議の開会に先立ちまして事務局よりご連絡をさせていただきます。本日は会議録の作成のため、会議を録音させていただきます。ご発言の前に氏名をおっしゃっていただき、ご発言いただくようよろしくお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日机上に配布させていただいているものとして会議次第A4の1枚、委員名簿A4でございます。諮問書の写し、これもA4サイズ。次に東大和市環境基本条例と環境保全審議会条例、こちらもA4ホチキス止めしております。次にナショナルトラスト活動に関わる税制上の優遇措置についての写しの文書、そして報酬振込のご案内と、関係行政機関の方は費用弁償のご案内を入れさせていただいています。こちらA5サイズになります。

事前にお送りさせていただいたものとして、資料1東大和の環境(令和6年度版)、資料2トトロの森を緑地保護地区に指定することについて、資料3環境基本計画の骨子案 カ

ラー版の A3、こちらは当日あらためて配布させていただいています。資料4 スケジュール案、こちらもカラーの A3 版こちらも当日あらためて置かせていただいています。以上不足等ありましたら挙手にて教えていただければと思いますが、よろしいですかね。それでは、会長の方に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。それではこれより令和7年度第1回東大和市環境保全審議会を開会いたします。  
それでは、次第に沿って会議を進めます。まずは市長より挨拶をお願いします。

## 市長挨拶

市長 はい、みなさん、こんにちは、今日は年末のお忙しい中、今日は冷たい寒い雨の降る中、審議会にご出席いただきありがとうございます。  
令和7年度第1回東大和市環境保全審議会の開催にあたりまして一言、ご挨拶申し上げます。  
委員の皆様におかれましては、日頃より市の環境施策、保全などに様々なお力添えをいただいていますので、あらためて感謝を申し上げます。ありがとうございます。  
今日は東大和市の環境（令和6年度版）についてと、緑地保護地区の指定について諮問をさせていただきます。ぜひとも活発な議論をしていただければと思っています。市といたしましても市の魅力の一つである環境の豊かさを大切にしていかなければと思っています。狭山丘陵はもとより市内に農のある暮らし、様々なところに自然があることを市民のみなさまが、とても市の魅力として挙げてくださることが多いところでございます。市といたしましても、力を入れて、より一層環境保全に努めてまいりたいところではございますが、そのためにはみなさまの忌憚のないご意見、お力添えが不可欠でございます。引き続きのお力添えをよろしくお願いします。  
結びにあたりまして、みなさまの益々のご活躍とご多幸を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

会長 はい、市長ありがとうございます。続きまして任命書の交付です。  
事務局に進行をお願いします。

## 任命書交付

事務局 はい、それでは新たに委員を担っていただきます関係行政機関の3名の方々に対しまして、市長から任命書の交付をさせていただきたいと思えます。

順に交付させていただきます。その場でご起立をお願いします。

市長 東大和市環境保全審議会委員に任命します。よろしくお願いします。

会長 市長ありがとうございます。それではですね、新たに委員を担ってもらうみなさまに自己紹介をお願いいたします。

〈委員自己紹介〉

事務局 ありがとうございます。続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

〈事務局職員自己紹介〉

事務局        なお、本日は、計画策定に協力いただいている事業者も同席させていただいておりますので、あらかじめご承知おきください。

### 傍聴者並びに委員の出席状況の報告

会長        次に、傍聴者並びに委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局        はい、本日の傍聴者はございません。東大和市環境保全審議会運営規則、その第 10 条によりまして、会議の公開が定められておりますが、本日は傍聴の希望者がありません。また、本日の審議会における委員の出席状況については、東大和市環境保全審議会条例第 7 条第 2 項の規定に基づきまして委員の過半数の出席は必要になりますが、本日全員の出席をいただいておりますので、会議が成立しております。以上です。

### 会議録署名委員の指名

会長        はい、ありがとうございます。それでは議題に入ります。会議録署名委員の指名になりますけれども、東大和市環境保全審議会運営規則第 11 条第 2 項の規定により、G 委員にお願いいたします。はい、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 2 東大和の環境(令和 6 年度版)について及び議題 3 緑地保護地区の指定についてですが、市長から、当審議会に対しての諮問がございます。

事務局に進行をお願いいたします。

### 審議会への諮問

事務局        はい。会長、市長、ご起立をお願いします。

委員の皆様は、机の上に諮問書の写しをお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

では、よろしく申し上げます。

市長        東大和市環境保全審議会 会長殿、諮問書、東大和市環境基本条例第 12 条及び東大和市環境保全審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の通り諮問します。

1 東大和の環境(令和 6 年度版)の策定について

2 緑地保護地区の指定について

以上でよろしく申し上げます。

会長        はい、わかりました。

事務局        ありがとうございます。ここで市長と市民生活部長はですね、他の公務の都合で、退席させていただきます。ご承知おきいただければと思います。

市長        それでは、皆さんよろしく申し上げます。ありがとうございます。失礼します。

事務局        では、会長引き続き申し上げます。

会長        ただいま、東大和の環境(令和 6 年度版)の策定について及び緑地保護地区の指定について諮問を受けました。

今後みなさまにご審議いただきまして、当審議会として市長に答申させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 東大和の環境(令和6年度版)について

- 会長           それでは、諮問に対する議事を進めさせていただきます。では、まず東大和の環境(令和6年度版)について事務局より説明をお願いします。
- 事務局       それでは、東大和市の環境(令和6年度版)につきましてご説明させていただきます。これは、東大和市環境基本条例第12条市長は環境の保全に関する施策で実施したものの概要について、東大和市環境保全審議会の意見を付した上で、公表しなければならない。という規定に基づき、昨年度の実施概要をまとめたものであります。
- また、昨年度変更箇所が白黒で分かりづらいといったご意見から、今年度から資料の段階でカラー印刷し、前年度から変更の箇所は色文字に、写真も白黒より見やすくしております。ただ店内印刷の性能上、画質が落ちておりますので、ぼやけているところもございまして、製本の際には修正させていただきます。ご了承ください。
- それでは、例年の部分から変更があった部分を重点的に、ご説明をさせていただきます。まずは、目次をめくっていただいたところに、昨年度審議会でもご意見いただき、その年度版に新規で掲載した部分をまとめております。
- 2ページから4ページまでは市の概要について記載をしております。
- 6ページからは「狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理」についてです。
- 8ページのボランティア団体さんの活動写真や、9ページの更新された観光マップの写真などの更新や、16ページの公園管理の内容等を新しくしております。
- 大きくは19ページの二ツ池の自然再生事業の部分、絶滅危惧種が確認され出してきたことや、22ページ23ページに新規でトウキョウサンショウウオの産卵地再生事業を掲載しています。前年度まで調査で適地を探していたところを、9小児童と共同作業等でいよいよ池を整備したことを書いてあります。
- 27ページから、「循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち」の施策について記載しております。28ページから35ページにかけて、ごみ減量関係の記述であります。
- 特に、新規の箇所は、33ページの東大和市食品ロス削減食べ切り売り切り協力店制度と東大和市マイボトル等協力店登録制度です
- まず、食品ロス削減食べ切り売り切り協力店制度とは食品ロスまだ食べられるにもかかわらず廃棄されている食品を削減するための取組、例えば小盛りやハーフサイズメニュー等の導入や、賞味期限や消費期限、てまえ取り等に関する啓発などを実践する事業者を、東大和市食品ロス削減協力店として登録して、売れ残りなどの事業系食品廃棄物の削減を図ることを目的としています。登録事業者は、フードシェアリングサービス「東大和タベスケ」の利用ができるようになります。
- 次に、東大和市マイボトル等協力店登録制度ですが、顧客が持ち込んだマイボトル、水筒やマイカップなどに、飲み物を提供している市内の店舗です。市内の店舗と協力し、紙コップやプラスチック製品などの使い捨て容器のごみの減量に繋げるため、マイボトル等協力店制度を創設し、この取組みに協力いただける店舗をマイボトル等協力店として認定しています。

36 ページから 46 ページにかけては、地球温暖化防止対策の推進について述べております。こちらで大きくは、44、45 ページ昨年度皆さまにもご審議いただいた東大和市地球温暖化対策実行計画の策定を新規に追加しております。

事務事業編を包含して、区域施策編を策定した旨を、計画期間や、改めての目標、将来像と取組の柱を記載しております。

1 点、45 ページの真ん中表の下の見出しが、一つ上のものと同じ表記になっており、誤っておりますので、表 3-2-13、東大和市地球温暖化対策実行計画将来像と取組の 3 つの柱という形で修正させていただきます。

また、45 ページには計画策定の意見聴取と啓発の一環として、ゼロカーボンオープンハウスというイベントも実施しましたので、その記載も新たにさせていただきます。

47 ページから、都市環境分野の基本目標である「環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち」の施策について記載しております。

48 ページから 58 ページにかけて、公害等の防止に係る対策の推進として、環境調査の実施内容について記載しております。

59 ページから 65 ページにかけては、気候変動、豪雨対策や、熱中症対策、飼い主のいない猫対策事業、その他安全施策等の公害等の防止に係る対策の推進として、環境調査の実施内容について記載しております。

60 ページの上段、熱中症対策の部分については、指定暑熱避難施設クーリングシェルターの設置が始まりました。指定暑熱避難施設クーリングシェルターとは、気候変動適応法に基づいて、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市長が指定した施設です。

66 ページから 74 ページにかけては、地産地消の普及促進と都市農業の推進についての記載です。各実施事業等の実績や 69 ページの食育推進事業や 73 ページ農業体験事業等写真を更新しております。

75 ページから、「環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまちの施策」について記載しております。

76 ページから 77 ページにかけて、小・中学生に対する環境教育の推進として、第九小学校児童によるトウキョウサンショウウオの里親活動を記載しています。写真更新して掲載しております。

その他実施項目と、写真等更新して掲載しております。

83 ページから、「協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち」の施策について記載しております。

環境市民の集いといった啓発イベントや、緑のボランティアといった制度等市内環境団体の方々とのかかわりや、87 ページは国や東京都との連携ということで PFAS に係る記載をしており、88 ページには、特に小平・村山・大和衛生組合との連携ということで、ごみ発電を活用した電力地産地消事業協定というものを締結した旨を記載しております。

供給自体は令和 7 年度からなので、詳細は次回の東大和の環境に掲載することになりますが、この協定は、小平・村山・大和衛生組合で令和 7 年 10 月から稼働する新焼却炉で発

電した電気の一部を、3市の公共施設に供給するものです。ごみを燃焼する際に出る熱エネルギーをもとに高温の蒸気を作り出し、それによって蒸気タービンを回すことによって発電するのがごみ発電です。これに伴い、令和7年10月1日から東大和市の公共施設の一部で、ごみ発電で作られたクリーンな電気が供給されます。これにより、CO2の排出削減効果が期待でき、年間約900トンのCO2削減効果を見込んでいます。

東大和の環境（令和6年度版）の説明につきましては、以上となります。

会長 はいありがとうございます。只今、事務局から説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。章ごとにいきましょう。まずは第1章から。何かございますか。

I委員 Iです。2ページの所の下の世帯・人口が5年度から6年度は総数が増えていると思うのですがけれども、前年度からの人口増減がコピーか何かで△173のままになっているので、これはちょっと直しておいてください。

会長 直してください、他はよろしいですか。それでは、第2章に移りたいと思います。5ページからですが、ちょっとこれに入る前に事務局に確認したいのですが、赤文字と青文字の使い分けはどのような意味でしょうか。

事務局 すみません。煩雑に見えて、見づらいと思いますが、こちらは現行の各所属課に環境対策課から依頼をかけさせていただいて、記事を更新してくださいと複数回調査を投げさせていただいたものです。

1回目に直していただいたのが第一校正、その後もう一度、再度見直してくださいという第二校正で2回見ていただいているのですが、1回目の直しのときに赤色で、2回目の直しが青色です。すみません。皆様にとっては見づらくなってしまっていると思いますが、そういった理由からです。

会長 はい、基本的に赤も青も修正したところだということ、去年とは違う所だということ、

後は、来年度以降のことになると思いますが、この後の章も含めてスクロールして、前の年度の数字を使う場合はそのまま黒でいいかと、位置が変わるだけですから。

とにかく変えた部分が分かるように工夫してください。

それでは、第2章5ページから26ページまでの、ご意見やご質問があればお願いします。どうぞ。

G委員 Gです。12ページのみどり率というところ、これが5年ごとに東京都が調査をしているということなので、平成25年度という数値の更新が出来ているのではないのでしょうか。平成25年度以降の数字があるのかなという風に思いました。46.0%というのがもうちょっと高くなっているのか、低くなっているのかという所が、一番目の質問です。

会長 1行目の所ですね。

G委員 はい。

事務局 事務局です。下の括弧の所は更新されているのですが、地の文の所の更新がかかっていないので、おっしゃる通りですので、そちらも数字は出ているはずですので、すみません、更新を行います。

会長 はいありがとうございます。つじつまが合わないですものね。はい、では、12ページの1

行目の地の文について、平成 25 年度のデータではなく、令和 5 年度のデータがあるはずなので、それを更新してください。傾向そのものに変化はあったということでしょうか。傾向は変化していない。

事務局

会長

基本的には減少をしているということですね。

事務局

減少していますので、そうした傾向であることには変わらないということですね。

会長

問題はこの文面からいうと、東大和はみどり率が高いと 1 人あたりのみどり域の面積が広いということ、それが変わってなければ、この表現でよいのですけれど、そこも含めて、もし数字を入れ替えたうえで変化があれば、その表現も変えるということでもよろしいですかね。

G 委員

はい。

会長

どうぞ。

G 委員

東京都がみどり率という所を進めていくということなんですけれど、樹冠被覆率というものも、最近が進められている所があると思うのです。

今年度、いや令和 6 年度はこれで終わりかもしれないですが、こちらの方がもっと厳しい数字に関わってくると思うので、こういったところも市民に啓発するために進めていっていただけたらと思います。

G 委員

事務局、分かりますか。

事務局

あの、昨年度もお話はさせていただいたところで、なかなか市民の方にもなじみのない言葉なのですが、そうしたところも含めて、意味合いから含めて伝えるという所では、そういった指標を入れていく必要もあるかと思っておりますので、もうちょっと検討させていただいて。

会長

G 委員、緑率と樹冠被覆率とは、どのように違うのですか。

G 委員

みどり率というのは、ここにも書いてありますように、河川や水路の面積も含まれた率となっているのですけれども、樹冠被覆率というのは河川の表面とか、水路の表面とかは含まれず、緑の部分はその緑が生えている植物を含めたものです。

そうなると、河川の部分はマイナスされてしまうので、非常に厳しい状況になると思うのです。農地も減っていますし、公園も減っているという風な状況が東大和の中にあると思うので、ぜひそういったことを進めていただけたらと思います。

会長

いわゆる緑被率というものみたいですね。樹冠被覆率とは。そういったデータがあるのでしたら、できるだけ、一緒に書いていただいた方がよいと思います。

解説が必要かもしれませんが、河川や水路を入れてしまうと割合が高くなってしまいますので、やはり緑被率が減っていることが端的にわかっただけのことが大事なところがありますので、まあ、上手くスペースの問題がありますけれど樹冠被覆率や緑被率等は、この数字を、とりあえず今年度は数行しか書けないかもしれないですけれども、できるだけやっただいて、厳しいのだということを示していただければ、今年度についてはページの問題もありますので、どこまで書けるか分かりませんが。

他はいかがでしょうか。

D 委員

D です。23 ページのアライグマの写真が 2 つあると思うのですけれども、キャプション

がアライグマの映像とありますが、右が網設置後の写真であるのかなと思うのですが、アライグマがどこかなと探してしまっただけなのですが。多分左の写真が設置前で、右の写真が網を設置した時の定点の様子なのかなと思ったのですが。

すごい細かいところですが、13 ページの都市公園の市民 1 人あたりの面積の 3 月 31 日現在の数字が全角になっています。以上です。

事務局 13 ページの 3 月 31 日現在の数字は半角に修正します。ありがとうございます。  
会長 良く気づきましたね。では、これはこれで修正いただいて、23 ページのアライグマの写真は、ちょっと説明してください。

事務局 左側は分かりやすく、アライグマをご確認いただけるかと思います。右側の写真も池の上にネットを設置したという所だけに見えるかもしれないですが。

D 委員 いるんですね。

事務局 はい、おります。わかりづらいのですが写真の左側の網の上の所に白のモヤがかかったような。

会長 これか、目が光っている。

事務局 そうです。画質が悪いので、その写真だと見づらくもありませんが。

D 委員 網を設置したことで防いでいるよという風に。

会長 そもそもなんで写真が 2 枚必要かっていう理由があんまりはっきりしないので、その理由を記載するか。もし、わかりにくかったら、1 枚だけで十分だと思いますので。事務局検討してください。

その他、質問いかがですか。

D 委員 24 ページの写真のハチトラップの鍵括弧はいらぬのではないのでしょうか。

事務局 意味はございませんので、鍵括弧は削除させていただきます。

会長 要らないので取りましょう。他はいかがですか。よろしいですか。もう一回最後、総じて意見があればください。はい、次第 3 章 27 ページから 46 ページまででいかがでしょうか。

G 委員 34 ページの生ごみたい肥化容器等購入費の補助金額の数値ですけど、電動式生ごみ処理機 46 件、82,190 円、でも合計が 865,300 円、おかしいのではないですか。

会長 合計が合わない。

G 委員 821,900 円ではないのですか。

事務局 そうですね。

会長 いずれにしても 865,300 円が正しければ、どこかが計算が間違っている。一桁数字が違っている可能性がある。ここも確認してください。数字が間違っている可能性が高いので。

E 委員 E です。同じ数字つながりですが、29 ページのごみ排出カレンダーの中の令和 6 年 6 月が 17 号で、その下の令和 6 年 12 月が 19 号で、数字が飛んでいるのかなと思いました。18 号の間違いだったりしませんか。

会長 事務局お願いします。

事務局 確認させていただいて、間違いでしたら修正させていただきます。

会長 誤りの可能性が高いね。ありがとうございます。

E 委員 あと一つ、これはちょっと私の疑問というか質問ですが、33 ページの使い捨てプラスチック製品削減事業の件でウォータースタンド株式会社と協働し、各施設に給水器を用意されているということで、ちょっと私も市役所の中と本庁の中と、後、狭山公民館だったかで見たとがあったのですけれど、あれってものは同じものですか。どういう風に水がそこに入ってきているのかが分からなくて、あれってボトルになって買われているので、こう設置されているのか、それとも何か、どこか水道の水を浄化しているのか使っているのか、そういうのが分かれば、そうするとこの換算 500ml の所もどこを元にしていらっしゃるのかということをお伺いしたかったのですが。

会長 はい。

事務局 事務局です。まず広報誌「ごろすけだより」は 12 月が 19 号であっていますので、6 月が 18 号ですね。

会長 修正してください。

事務局 給水器なのでけれども、水道とつながってしまっていて、中で高性能のフィルターがあり、さらに浄水された水ということになります。ペットボトル 500ml の水を買ったと想定すると、これだけ水を汲んでいただいたということで、そのペットボトル分は買わずに済んだと、そういう理屈で換算しています。

E 委員 特に目標とかは、削減事業と言われているので、何か目標としてどれくらいの本数に近づけるといった、もしくはペットボトルがどれくらい削減されたか、ポイ捨てがなくなったかとかいうそういうようなものではないのですか。

事務局 もし、それがあれば対比表のようなものがあると、まだ始まったものだと思うので、何年、何年という見やすくなるというか、可視化できるのではないかと。

事務局 特段大きな目標は持っていないのですけれども、ペットボトルは残念ながら減っていないです。増えていますので、なかなか難しいのかなと。それだけ身の回りでペットボトルやそういったプラスチック製品があふれている証拠でもあると思うのですけれども、なかなかそういうことはできていない。啓発の観点の方が強いという風にとらえています。

会長 はい、非常に大事なご指摘だと思います。環境基本計画が間もなく更新されますので、そこで脱プラについても、ちゃんと目標をもってという話はできますので、ちょっと今のご意見を踏まえて、環境基本計画の方に引き継ぐのがよいかなと思います。

事務局 ただ、いずれにしてもペットボトルの削減本数が 100 倍になっているのに、ペットボトルが減っていないということは何なのかという話になるので、ペットボトルはどこにデータがあるのですか。

事務局 市の方でペットボトルを回収していますので、その量をみると。

会長 回収量ね。

事務局 はい、回収量は大きくは減っていない。

会長 何かが根詰まりしている状態なんでしょうね。ちなみにこれも環境基本計画で議論するのがよいと思うのですけれど、私の前の職場が東京農工大学農学部だったのです。コロナの直前、大学内の自動販売機からペットボトルがなくなり、今もないはずですが。ただし、抜

け道があって生協等の売店ではある。だから、そういう点では、庁舎内とか公共施設の中での自動販売機からペットボトルを減らしていくということも意外と大事なことかなと、啓発の点からすると。ちょっといろんな方法がありますので、皆さんのお知恵をお借りしながら実際に脱プラスチックをどう進めていくのかをご議論いただければと思います。ただ、ペットボトルの回収量が減ってないというのは書かない方が良いでしょう。100倍になっても意味がないというのであれば、モチベーションも下がってしまいますので。できることを評価していくということで、お願いします。

他いかがでしょうか。はい、F 委員。

F 委員 第3章は市民とお店屋さんが協力しながら、ごみを減らそうというような趣旨だと思うのですが、こういう所に例えばお店屋さんの業態やそういったものの宣伝になるという話なので、33ページの所ですけれども、食品ロス削減やっている所だとか、ペットボトルの協力店みたいなどころ、登録店舗が6店舗だとかフードロスだと17店舗だと、ただ店舗数しか書いていないのですけれども、飲食店だとかスーパーだとか、もう少し、その前の31ページのマイバッグの所だと具体的なお店の名前を書いてあるのですが、こういう所で、もう少し具体的な名前が付くとここにやっぱり載せてもらいたいから、うちのお店もこういうのをやろうという、宣伝してもらえろぞという、大きな伸びる話になると思う。

ちょっとその辺ももう少し工夫しながら、うちも絶対参加したいというモチベーションなり、表現なりを反映できるとよいので、よろしくをお願いします。

会長 そうですね、確かに31ページには載っているのに、33ページには載っていないですね。ちょっとここは検討してもらうにしても、これだけ判組が出来ていますので、今年可能性があるとする、実は33ページの17店舗と6店舗のリストを資料の一番後ろに、具体的なお名前を記載していた方がよいと思います。文中にあるよりもむしろ一番後ろにある方が目立つと思うので。今年については、後ろの方に乗せる方向で。

F 委員 会長のおっしゃる通り、最後のページが余っているので、店舗一覧があると見るので、うちも載せてもらおうと思う。

会長 本当は、裏表紙に入れるのが一番良いのですが。

F 委員 下の所に、参加店舗を募集していますといった、呼び込むような文章があってもよいと思う。

会長 来年も使わなければいけないので、事務局で検討していただければと思います。今年はせっかく空いているのだから、最後のページに一欄を入れるということで検討してください。

G 委員 35ページの所で、今のFさんのお話ではないのですが、廃棄物減量等推進委員制度という所で協力されている方の人数とか実績とか、そういうことをちょっと入れていただければと思います。やっている方はたくさんいらっしゃるのですけれども、ここだけ数字がないのですよね。

協力店とかそういったところは入っているので、もしわかるようでしたら。

会長 せめて、今年は人数ぐらい確認してください。大丈夫ですか。35ページの推進委員の数です。

事務局 人数は入れられます。

会長 これも、載せたくないという人もたまにいるかもしれませんが。来年度以降お名前を講評してよければ、お名前を記載することも検討していただきたい。推進委員にお聞きするしかないと思いますので。今年度については人数を記載するというので、ちなみに人数は増えているのですか。減っているのか。

事務局 減りつつありますが、基本的にほぼ横ばいで維持が出来ている。自治会のご協力によるところもあります。

会長 自治会の加入者は減っているはずですので、とりあえず比較はしないことにしましょう。今年は何人ですということ。

F 委員 今のところ追加でよいのですけれど、推進委員の制度の所で地域住民への啓発だとか、排出の指導だとか書いてあるのですけれど、もう少し具体的にこういうことああいうことみたいなのがあれば、入れてもらおうと住民の人もこれを読んだときに、こういうのもごみを減らしたいのだとか適正処理するために役に立っているのだとかがわかるので、やる人も増えてくると思う。

会長 そういう風な実用書になるような例示をいれてみてもよいのではないかと思います。具体的に、啓発として何をやっているのかが分かるように項目だけでも書いていただければと思います。幸いこの下も行が余っていますので、事務局に検討いただいて、(1)～(4)までの間に書けることがあれば、入れていただくということに、それでよろしいですか。はい、事務局お願いします。あとはいかがですか、よろしいですか。

F 委員 全角・半角とか、数字が間違っているとか、あまりそういうことが多いと事務局がチェックしていないということになるので、今教えてあげた方がよいと思います。

会長 それではですね、第4章、47ページから74ページまでで何かあればお願いします。

事務局 すみません、見え方のことですけれど、49ページの上の方に発令基準というものがある、学校情報や警報などが、ただだらだらと書いてあるのですけれども、表にして書いた方が見やすいのではないかと思ったのですけれど。

会長 事務局、いかがですか。

事務局 そうですね、ちょっと羅列している感がありますので、他の数字の所で書かせていただいているような形式にしたいと思います。

会長 検討してください。

J 委員 50ページと51ページの一番下の所は、次のページタイトルでは。

会長 ありがとうございます。ずれていますね。

会長 はい、他はいかがですか。

会長 この61ページなのですが、毎年掲載されているのでしようけれど、環境美化の推進の所で例として、美術工芸品の維持管理が入っているのですけれど、これは環境政策なのですか。素朴な疑問で、壊れたりするのは良くないのですが、環境政策にかすっている内容なのかな。ここだけ、これが入っているので、他と違うのですけれど、どういう位置づけになるのでしょうか。

事務局 はい、事務局です。そうですね位置づけとしてモニュメントが環境美化の主の部分ではな

いのですが、モニュメント自体とかその周辺に対して清掃を行っているという所は、環境美化につながるという所で記載をさせていただいています。

会長 今おっしゃられたように、環境美化だと清掃や整備に関することですので、使用前・使用后というものがあつた方が良く、これだけだとモニュメント自体が環境美化に貢献できってしまうという風に見えてしまいますので、今年はしょうがないにしても、今後美化そのものに焦点を合わせた書き方にしてもらつと、これは問題提起として考えておいてください。このページだけ他と違うので。他いかがでしょうか、はい、どうぞ。

G 委員 G です。64 ページの空き家の適正管理について、適正管理のための通知が送付件数 32 件と載っているのですが、これは通知したところの反応というのは分かっているのでしょうか。

事務局 事務局です。反応というのは現時点で把握をしておりません。空き家として周辺の住民の方からご意見をいただく、汚いだとか虫の巣が出来ているだとか、そういった形でご意見のあつたところに登記上の持ち主・管理者に対して通知を出した延べ数がこの 32 件という数値ですが、それに対して具体的に何件回答があつて、その後改善できたのかという個別の細かなところまでは把握が出来ておりません。所管課にも確認をしつつ、書けるものがあれば追記をさせていただきます。

G 委員 すみません、何かそのやりっぱなしというか、やったままにしてしまうということが、次につながるのかなと思うので、それはきちんとしていただけると。

F 委員 今の所なのですけれども、タイトルが通知という話でなく、空き家の適正管理対策にして、そこで通知だとか、通知してもダメなところをお願いに行くとか、そういう手順をイメージして、やりたいところをしっかりと示しておかないと、通知だけかよと読み手は思っちゃうから、せつかくやっているのだからもう少し工夫した書き方にした方がよいのではないのでしょうか。

会長 これは、担当課が違うので、そもそも、空き家対策が環境白書に入るのかどうかということもあるので、空き家が増えて環境が悪化することも確かにあるが、どちらかという都計画とか安全性とか、ただここにせつかく入れるのであれば、通知をすればよいという話にはならない。

まずは、タイトルを空き家の適正管理対策という風に直してもらつて、担当課に聞いてほしいんですけど、通知してその結果どうなりましたかということ聞いて、進んでいないのであれば、進んでいないと書くしかないので、ちょっとそういう風にしてください。

他はいかがでしょう。

E 委員 はい、E です。60 ページの暑さ対策の所で、公園改修工事の一部でパーゴラ等を採用したとありますが、このパーゴラとは一般的に理解ができるものなのか、藤棚のこと。

事務局 藤棚ではなく、上にある枠組みのことです。

E 委員 これを日本語で何というのか。パーゴラはこういうものですよということが分かるかといふのかなと、何か説明があると親切だと思います。

会長 日よけ棚かな、ただ、緑がないと日よけにはならないので、ちょっと説明した方がよいと思います。

会長 63 ページの喫煙所の整備、これは確かに環境といえば環境なのだけれど、ちょっとずれて  
いますよね。これもずっと入っているの。

事務局 これは入っています。これは路上でのタバコのポイ捨てなどを、喫煙所を設置すること  
によって、きちんとそちらに捨ててもらおうという所で、環境美化の一環という形です。

会長 今年はこれでよいのですけれど、これも環境基本計画の関係だと思えますけれど、公共喫  
煙所を整備すること自体が、たばこを吸っていいですよと言っているようなものですよね。  
その点から環境政策として喫煙所を整備することが矛盾しているように思うので、これは  
事務局の方でどこかで引き取る、位置づけの仕方、ポイ捨てをなくすために公共喫煙所を  
整備するという所はあるのですけれど、整備することが喫煙を促すことになると考えられ  
ますので、そちらも検討しておいてください。今年、これはこれでよいと思えます。  
他はいいですか、大体いいですね。それでは、第5章です。75 ページから 82 ページ何か  
お気づきの所があればお願いします。はいどうぞ。

G 委員 G です。77 ページの所で学校農園と花壇の部分があるのですが、前回も二中の花壇とおっ  
しゃっている写真でした。参加している人が増えているということであれば、花壇の写真  
とかも変えていただければと思います。  
実際、私も花壇をやっているの。

会長 ちなみに、G さんはどちらをやっておられる。

G 委員 四小です。

会長 では、四小の写真を事務局にお願いします。

G 委員 ボランティアの人たちなので、写真は学校にはないと思う。

会長 せっかくなので、G さんに提供いただければ。同じ写真を使うのもおかしいですよ。そ  
こらへんは広がっているのだから、他の学校にもちゃんと伝えましょうということで。  
はい、F さん。

F 委員 F でございます。ボランティアでやっていらっしゃるのですよね。それならば、ボランテ  
ィアでできるというアナウンスメントをいれるような形でやると、やっていいのだなとそ  
ういう広がりがあるって、公共施設の緑化にもつながっていくので、そんな表現も入れるの  
がよいのではと思いました。

会長 はい、ありがとうございます。ボランティアとしてかかわってもらってという、ただ、ち  
ょっと今は文章が思いつきませんが、そこは事務局に検討してもらって。

F 委員 文章の方には、地域の方のボランティアとしてやっていますというのが書いてあるのでわ  
かると思いますが、その点がもっと広がれば。

会長 地域の方々のボランティアを募集して、積極的に栽培活動に協力していただいと  
うことで、そうすると募集しているのが分かると思います。ちょっとそこら辺を工夫してくだ  
さい。

H 委員 すみません、H です。76 ページのトウキョウサンショウウオですけれど、22 ページに詳  
細な情報があるので、そちらが新しく追加された情報だと思います。76 ページに詳細は 22  
ページをといったことを書いていただければ、このページを読んだ人も取組が分かると思  
うので、そうしていただければよいかなと。

- 会長 学校内にトウキョウサンショウウオをとというのは、九小ですかね。下に書いてあるね。いいですね。このページのどこかに 22 ページを参照ということに記載していただくということで。
- 他はいかがですか、よろしいですか。それでは最後の第 6 章です。83 ページから 88 ページですが、一緒に参考資料を含めて聞きたいことがあればお願いします。いかがでしょうか。
- F 委員 ちょっといいですか。私たまたま息子が東大和高校の野球部に入れるので、墨田区から引っ越してきたんです。その時に東大和のみどりの豊かさを感じて、今はまた墨田区に住んでいるけど、やはりたまに東大和市に来るとすごく良いなと思うのですよね。
- ここには書いていないのだけれども、82 ページの旧日立航空機変電所の写真とかその前の自然観察会の写真など、すごく素敵な写真があるから、写真だとお金がかかる話だけれども、東大和のすばらしさをせっかくこういったものをつくるのであれば、他の自治体にも送るし、東京都にも送ると東大和っていいところだと思うのだけれど、そういった宣伝を兼ねた写真の一覧を乗せるのはいかがでしょうか。
- 会長 ページ割がほぼできてしまっているのですが、むずかしいですが、もしかしたら各章のタイトルの所に隙間があるので、そこに良い写真があれば入れていただくのが、今の F 委員の提案を活かすのによいかなと思います。それは事務局にご一任してよいですか。
- F 委員 はい、お願いします。
- 会長 ページが増えなければ、写真は著作権の問題だけですので、却下されることはないと思います。ぜひ検討してください。
- 他はいかがですか、よろしいですか。前の方に戻ってと言いたいのですが、時間がないので何か気づいた点がありますか。いいですか。正直言って私の年になると赤い字が見えないのですね。これは、審議会の前に皆さんに送付しましたか。
- 事務局 冊子で送付しています。
- 会長 ありがとうございます。一つ一つ振り返りはしませんけども、これまでのご意見を踏まえて修正したものを市長に答申したいと思います。
- それでは、ひとまず、令和 6 年度版の東大和の環境に関して、質疑を終了してよいですか。今申しあげましたように、皆さんの意見を踏まえて、事務局で修正したものを承認したいと思います。
- 答申の文章そのものは、そんなにバリエーションもないので、正副会長に一任して、市長に答申したいと思います。

### 緑地保護地区の指定について

- 会長 それでは休憩なしで一気に行ってよろしいですね。緑地保護地区についての説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは、資料 2 に基づきまして、「トトロの森 65 号地を緑地保護地区に指定することについて」ご説明させていただきます。
- まず、対象地の概要です。今回対象となりますのは、公益財団法人トトロのふるさと基金

が取得いたしました「トトロの森 65 号地」です。場所は芋窪 2 丁目 2006 番 1、面積は 1,360 平方メートル。令和 7 年 4 月 7 日に無償寄付により取得された土地です。現在は、今後保護すべき雑木林として整備が進められているところです。

指定の背景について。いわゆる「ナショナルトラスト活動」につきましては、平成 23 年に環境省より、税制上の優遇措置を講じるよう通知が出ております。本件につきましても、良好な自然環境の維持を図るため、当該基金が今後も継続してこの土地を保持できるよう、市として「緑地保護地区」に指定し、税制上の優遇措置を講じることについて諮問させていただいています。

具体的な減免額につきましては、固定資産税と都市計画税を合わせて年間 2,143 円となる見込みです。

本審議会から「税制上の優遇措置を講ずべき」との答申をいただいた場合、市として「みどりの保護・育成に関する条例第 5 条」に基づき、当該地を「緑地保護地区」に指定いたします。その上で、東大和市の市税条例および市税減免規則に基づきまして、実際の減免措置を実施していきたいと考えております。

最後に、参考としまして、当該基金が市内で既に所有している土地として、「トトロの森 40 号地」および「47 号地」の 2 か所がございます。これらにつきましても、平成 30 年度の審議会にて答申をいただき、既に緑地保護地区として減免の対象となっております。今回の 65 号地につきましても、これらと同様の枠組みで進めていければと考えております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

会長 はい、ありがとうございます。それではご質問やご意見等ありましたら承りますが、いかがでしょうか。

F 委員 すみません、すごく単純な質問なのですが、これで指定した場合、市が応援しているということ みんなに PR していきたいという意味合いもあるということですね。

事務局 事務局です。PR できると思います。先ほどの東大和の環境の冊子にも、既に指定させていただいている 40、47 号地の話は記載させていただいています。10 ページですね。そうした形でそこで活動されている団体さんの名称ですとか、その場所についてはこういった意味合いがある場所です、という PR はさせていただけると思います。

会長 ここにトトロのふるさと基金そのものについても説明があった方が良かった。これは私もよく知っている団体ではあるのですが、この団体が緑地保全と整備について頑張っているようなことが分かるとうい。おそらく、自治体に寄付していただくということもありませんが、自治体は用途を指定できない。

そこを緑地としてそのまま残せるのかについては、自治体の状況によって違ってきますので、そういう点でいうとトトロのふるさと基金は目的が既にあるので、かなりの面積を取得整備されている所があるので、市民や企業に寄付するよりはという言い方はおかしいですが確実に緑地として残る可能性が高い。

あとは、参考の 7 の所を見てもらえればわかるのですが、結構な金額を取得されているのですが、今後、放棄地や相続の問題があったときに、一つの選択肢としてこうした民間の団体に寄付するということがある。もしかすると無償寄付するということが非常に良

いという可能性があるので、そういう意味では市が何かをするよりは、そうした基金が取得することで、将来東大和市にとって良好な緑地が残るということで、そういう風に考えていけばよいかと思えます。

まあ、係長が割とうまく説明してくれたので制度は分かったと思うのですが、芋窪 2-2006-1 について、これを緑地保護地区として、税制上の優遇措置を適用していくことについてお諮りしたいと思うのですが、この点についていかがですか。よろしいですか。

それでは審議会としてはこの事案について緑地保護地区に指定していくということで、差支えないということで答申したいと思えます。ありがとうございました。

それでは、2つの議題について諮問させていただいたわけですが、答申文については正副会長に一任していただいて、市長に答申したいと思えます。

### (仮称)第三次東大和市環境基本計画（骨子案と次年度スケジュール）について

会長           それでは、本日の議題はここまでですが、その他ということで(仮称)第三次東大和市環境基本計画（骨子案と次年度スケジュール）についてということで事務局から説明をお願いします。

事務局       はい。こちらは次年度に正式な諮問を予定しており、本日は現段階での検討状況について委員の皆さまに事前に共有させていただくものです。計画改定の際に毎回実施している市民や小学生対象のアンケートを実施した上で骨子案という形には本年度まとめられましたので、皆さまに共有させていただいて、正式な諮問ではない段階で恐縮なのですが、現段階で皆さまの方から、ご意見等ございましたらこの段階でいただきたいとも考えております。それでは、資料3「(仮称)第三次東大和市環境基本計画の骨子案」に沿ってご説明いたします。

まず、1、計画の基本的事項で計画の背景と目的でございませぬ。現行の「第二次計画」が令和8年度で終了することを受け、令和9年度から18年度までの10年間を期間とする次期計画を策定いたします。今回から「生物多様性地域戦略」という計画を内包する計画とする予定です。

次に、2、市の環境の現状と課題についてです。市の人口や経済などの一般的な現状をまとめつつ、環境分野の現状と課題は4つの分野に分けてまとめております。データ上の数値と、アンケート結果を一覧にしています。

まず地球温暖化です。排出量は減少傾向にあるものの、2030年度の50%削減という高い目標達成には、さらなる努力が必要ということをもとめています。

次に自然環境、狭山丘陵の満足度は高い一方、個々の環境活動は認知されていません。そして、まちの環境、ごみの排出量は多摩地域でも上位に入る少なさを維持しております。逆に今後の目標値をどうしていくは検討中です。

最後に教育・連携で活動への参加意欲は高いものの、実際の参加率は10%未満と低く、「意欲を参加へつなげる仕組み」が求められています。小学生が環境分野の学習した認識がないことも顕著です。

そして、3、のぞましい環境像と施策体系では、これらを踏まえて、課題を解決するため

に4つの基本目標に沿って施策を展開いたします。

基本目標の1、地球の環境、脱炭素、基本目標の2、自然の環境、生物多様性、基本目標3の、まちの環境、循環型・生活環境、基本目標の4みんなの協力、教育・連携の4分野で体型した施策に取り組むものです。

4、推進体制と進行管理では、計画の実行性についてです。毎年度すでに皆さまにご担当していただいておりますが、「東大和の環境」として点検・評価結果をまとめて、本審議会へ報告し、公表とさせていただきます。また、5年後を目安に計画の見直しを行う予定です。

またですね、課題解決の大きな一つの取り組みとして、現在「重点プロジェクト」と位置づけて、狭山緑地での環境の取り組みを一元的にPRできるような体制づくりを行いたいと考えているのですが、こちらについては庁内で最終調整を行っております。次回の審議会等で、具体的なプロジェクト案をお示しできればと考えております。

事務局からの説明は以上です。

会長 続けてスケジュールの方の説明もお願いします。

事務局 はい、そうしましたら資料4「今後のスケジュール案」もご覧いただき、こちらについてです。

令和8年4月から9月にかけて計画素案の作成および審議会への諮問を予定しております。10月以降パブリックコメント等を実施し、広く市民の皆様のご意見を募った上で、2月の答申を目指して進めてまいります。最終的には、3月末までに計画を策定する、といったスケジュールを予定しております。説明は以上でございます。会長、よろしくお願いいたします。

会長 基本的には、今の事務局の扱いは難しくですね、準備が進んでいるのですが、審議事項になっていないんですね。なので審議はできない。質問してもいいけれど、答えていただいたからと言って、それを反映するということははっきりしない。

時間の問題もありますので、もし皆さんがご了解いただければ、今日は話を聞いたということで、中身に入らない。中身に入るとあと2時間ぐらいかかる。

おそらく、スケジュールの所は見直しの可能性があるという所で、全体を通してご意見等あれば伺いたいと思いますが、先に私の方から言うと、我々の審議会の任期はいつまでですか。

事務局 来年の8月末までです。

会長 それで、任期が途中になるので、9月が諮問になっちゃう。だから、これは任期をまたいでしまうので、難しいかもしれないですが、来年の9月に諮問を受けて、翌年の2月になると、ほとんど実質的な議論はできない。回数が少ないのと時間が短すぎて。

来年の4月に1回諮問をしていただいて、9月にもう一回やって、12月にやって、2月に答申、だからどう見ても1回少ない。

ですから、これは事務局で調整していただいて、審議会の任期をまたいでしまうことになるけれど、少なくとも2月に答申をするのであれば、少し諮問の時期を早めていただいて、メンバーが変わってもよいので、ちゃんと、やはりおかしいですよ、最初に計画案の段

階で議論をしようといっても、たぶんほとんど変えられない。

おそらく、可能性があるのは骨子を受けて、計画素案の第1稿を作成した段階なので、そういう意味では任期の問題があるけれど、4月に諮問をしていただくことが出来ないかということを検討していただけないでしょうか。

そうでなければ答申を遅らせる。どちらが良いかはぜひ検討してください。

私の気づいたところはそういった点です。そういう意味ではスケジュール表の12/24は報告を受けて修正・反映となっているけれども、中身については議論しないので、修正なしということで、スケジュールについて私の意見はそういうことです。

感想で結構ですので、個々の中身に入ると2時間かかってしまうので、皆さんの意見を伺いたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

G 委員

小学生のアンケートを読ませていただいたのですけれども、なんか本当に関心が薄い。自分たちがまだ意識していないからだとも思うのですけれども、そういうのが見られたり、後は数年前とだいぶ関心度が薄くなっているという風になっているということでしたけれど、それは世の中がそういう風に関心が薄くなっているからなのかということが分からないと思いました。

ここには環境に関心のある方々がいらっしゃるのですけれども、自分たちのやることに自己満足というか、そういったことをおさえてやっているの、他の方々との連携はなかなか難しいのかなと思いました。そこをもう少し和らいだ形で連携することが必要なのかなと思いました。

D 委員

生物多様性地域戦略を内包するということは、非常に良いご提案なのかと思って見させていただきましたが、そのあとに地域戦略がどのような形で中に入っていくのかが、イメージしづらいので、今後の作業を期待させていただきたいと思いました。

重点プロジェクトについて狭山緑地を起点として、一体的に発信していくのは良いと思いますが、具体的にどのような仕組みでやっていくのかということについては議論があったよいかと思いました。

会長

はい、私は実は専門が環境教育なのですが、環境教育が十分に認知されていないのは、先ほど G さんがおっしゃられたようにある程度レベルが上がったからということはあるかもしれません。

文科省が、環境教育に関する世論調査を行った結果として、環境配慮行動を実践する割合が増えている。

その要因として聞いているのは、学校での教育とか自然体験とかが行われていること。一番大きなのはメディアですね。

そういう意味でいうと環境配慮行動は着実に実行されている。環境教育の結果は出ているというのが速報値では出ていますから、アンケートの取り方や聞き方も含めて違っている。やっているのに子供たちはやっていることと思っていないということはあるかもしれません。

それではですね、最後が一番重要だったかもしれないですか。我々の任期の問題があり、少し難しいかもしれませんが、いずれにしても9月から答申まで5か月というのはあま

事務局 にも時間がないということなので、スケジュールの検討をいただきたい。  
わかりました。

## 閉会

会長 それでは、予定時間を超えておりますので、最後に今回の審議会の会議録の確認・確定についてですが、事務局が作成した後に各委員の皆様にお送りさせていただきます。ご意見や修正があれば、期日までに事務局にご連絡いただきたいと思います。その上で、修正があった場合にはまた皆様にご連絡しますが、基本的にはこれで会議録の確認・確定という形にさせていただきます。それから、これもルーチン化しておりますが、会議録の確定・確認過程についてはそのようにしたいと思います。先ほど申し上げました通り、確定の際には署名委員として、東大和市環境保全審議会運営規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、会議録署名欄にご署名をお願いいたします。そういう形で進めたいと思いますので、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他に皆様から何かございますか。（発言なし）よろしいですか。はい。それでは、事務局より連絡等をお願いいたします。

事務局 はい。会議録に関しては会長からお話いただきましたので、答申等の予定についてお伝えさせていただきます。答申についてですが、市長に答申をしていただく日程を、1 月 28 日の 11 時からという形で予定させていただいております。会長には確定で来庁していただかなければなりません、他の委員の方も、もしご都合がつけばご一緒に出席いただければと思います。当日は 11 時の 15 分前までに、市役所 3 階の環境対策課に来ていただければと思います。出席いただける方は、事前に事務局までご連絡をいただけますと幸いです。まず、今年度については以上となります。来年度につきましては、日程の再調整をさせていただきます。なるべく早めに開催できればと考えております。あと任期についてですが、行政関係機関の方は異動等があればやむを得ないのですが、学識経験者として来ていただいている皆様につきましては、ぜひ引き続き委員を担っていただければと思っております。そちらも事務手続き等のご案内を改めてさせていただきますので、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。

会長 はい。最後に、任期の継続の話がありましたが、先ほど申し上げたように環境基本計画という大事な計画が任期をまたいでしまうものですから、それも含めてぜひご検討、ご協力いただければと思います。それでは、以上をもちまして本日予定されていた事項はすべて終了いたします。大変長くなりましたが、これにて令和 7 年度第 1 回東大和市環境保全審議会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。